

立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業の事業計画変更の縦覧について

この度、独立行政法人都市再生機構は、平成 27 年 2 月 9 日に国土交通大臣に対して事業計画変更の認可申請を行いました。

国土交通大臣は、土地区画整理法第 71 条の 3 第 15 項において準用する同条第 4 項の規定により、事業計画の変更について、その関係図書を次のとおり縦覧に供します。

縦覧に供された事業計画について意見がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、東京都知事に対して意見書を提出することができます。なお、意見書の提出ができる方は、土地区画整理法第 20 条第 2 項に規定されている「利害関係者」です。意見書の書式は自由です。

●事業計画の縦覧

期 間 平成 27 年 3 月 6 日から平成 27 年 3 月 19 日
時 間 9 時 30 分から 17 時 30 分
場 所 立川市曙町一丁目 21 番 1 号 立川クレスト・ロータスビル 2 階
独立行政法人都市再生機構東京西部都市再生事務所
電話 042-540-5700

※駐車場はありませんので、公共交通機関を御利用願います。

●意見書の提出

期 間 平成 27 年 3 月 6 日から平成 27 年 4 月 2 日
提出先 東京都都市整備局市街地整備部民間開発課
住 所 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1
提出方法 持参又は郵送（期間内の消印があるものが有効）